

大分県地域防災計画の修正(案)  
新旧対照表  
【風水害対策編】



# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編  
第1部

改正前	改正後
<p>第1章 計画の目的 第6節 計画の周知 【参考】 災害発生時等の基本的な行動</p> <p>日常生活</p> <p>予防</p> <p>防災教育・啓発、避難訓練、非常用物資備蓄</p> <p>災害のおそれがあると予想されるとき</p> <p>警報発表(気象庁)</p> <p>避難勧告・指示(市町村)</p> <p>事前避難</p> <p>一般対策・災害予防対策 ・公共土木施設 ・農林水産施設 ・その他</p> <p>災害発生</p> <p>救出・救助(防災関係機関)</p> <p>事後避難</p> <p>指定避難所での生活開始</p> <p>避難所の自治・運営(自主防災組織)</p> <p>飲食料の提供</p> <p>医療・福祉サービスの提供</p> <p>災害ボランティア活動</p> <p>復旧・復興</p> <p>住宅の再建 仮設住宅等の整備</p> <p>市町村・県</p> <p>避難所生活の終了、各住宅への入居</p> <p>日常生活へ</p> <p>一般対策・災害復旧対策 ・公共土木施設 ・農林水産施設 ・その他</p>	<p>第1章 計画の目的 第6節 計画の周知 【参考】 災害発生時等の基本的な行動</p> <p>日常生活</p> <p>予防</p> <p>防災教育・啓発、避難訓練、非常用物資備蓄</p> <p>災害のおそれがあると予想されるとき</p> <p>警報発表(気象庁)</p> <p>避難指示(市町村)</p> <p>事前避難</p> <p>一般対策・災害予防対策 ・公共土木施設 ・農林水産施設 ・その他</p> <p>災害発生</p> <p>救出・救助(防災関係機関)</p> <p>事後避難</p> <p>指定避難所での生活開始</p> <p>避難所の自治・運営(自主防災組織)</p> <p>飲食料の提供</p> <p>医療・福祉サービスの提供</p> <p>災害ボランティア活動</p> <p>復旧・復興</p> <p>住宅の再建 仮設住宅等の整備</p> <p>市町村・県</p> <p>避難所生活の終了、各住宅への入居</p> <p>日常生活へ</p> <p>一般対策・災害復旧対策 ・公共土木施設 ・農林水産施設 ・その他</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表



風水害等対策編

第1部

改正前														改正後													
<b>第3章 大分県における災害とその特性</b> <b>第1節 豪雨災害・台風</b> 気象災害発生件数(2002～2012年)														<b>第3章 大分県における災害とその特性</b> <b>第1節 豪雨災害・台風</b> 気象災害発生件数(2011～2020年)													
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
台風					2	3	4	7	8	4			28	台風					1	2	5	7	8	10			33
梅雨						8	11						19	梅雨						8	14						22
低気圧(前線)									1	1			2	低気圧(前線)					1			2	2	3	3		11
強風				2									2	強風	2				2								4
干ばつ						1							1	干ばつ													0
ひょう								1					1	ひょう													0
霜害														霜害													0
雪害・凍害														雪害・凍害	1	1											2
落雷						1							1	落雷													0
暴風雪												1	1	暴風雪												1	1
計				2	2	13	15	8	9	5		1	55	計	3	1	0	3	1	10	21	9	11	13	0	1	73
(大分県災害年報による)																											
(略)														(略)													
<b>第4章 被害の想定</b> <b>第1節 豪雨災害・台風</b> 近年大分県に襲来した比較的大規模な豪雨災害・台風の状況は、下記のとおりである。 (略) 追記  昭和55年以降をとってみても、県が災害対策本部を設置した事例は9回、市町村に災害救助法を適用した事例が6回、死者を伴った事例は13回となっており、大規模な被害を伴う台風・豪雨等の発生頻度は高い。 また、これらの災害による人的被害(死者)は、概ね1～2人程度、最も多いもので昭和57年(1982年)の7月豪雨の8人となっている。大分県において、これら既往の風水害と同程度の災害に加え、昭和57年(1982年)の長崎豪雨や平成5年(1993年)の鹿児島豪雨に見られたような局地的集中豪雨により、大災害の発生も懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を本計画の想定災害														<b>第4章 被害の想定</b> <b>第1節 豪雨災害・台風</b> 近年大分県に襲来した比較的大規模な豪雨災害・台風の状況は、下記のとおりである。 (略) ⑭令和2年(2020年)7月豪雨(期間降水量:日田市1714.5mm)  平成元年以降、県が災害対策本部を設置した事例は25回、市町村に災害救助法を適用した事例が7回、死者を伴った事例は26回となっており、大規模な被害を伴う台風・豪雨等の発生頻度は高い。 また、これらの災害による人的被害(死者)は、概ね1～2人程度、最も多いもので平成5年(1993年)の台風第13号と令和2年(2020年)の7月豪雨でそれぞれ6人となっている。大分県において、これら既往の風水害に加え、近年では、線状降水帯などの局地的集中豪雨により、大災害の発生も懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を本計画の想定災害と位置づけるものとする。													

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編  
第1部

改正前	改正後
<p>と位置づけるものとする。</p> <p>第2節 火山災害 (略) くじゅう山系火山防災マップ</p>  <p>第5章 防災関係機関の処理すべき業務または業務の大綱 (略) 3 指定地方行政機関 (8) 福岡管区気象台(大分地方気象台) ハ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての技術的な支援・協力に関すること。 (略)</p>	<p>第2節 火山災害 (略) くじゅう山系火山防災マップ</p>  <p>第5章 防災関係機関の処理すべき業務または業務の大綱 (略) 3 指定地方行政機関 (8) 福岡管区気象台(大分地方気象台) ハ 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての技術的な支援・協力に関すること。 (略)</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編  
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第2章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 被害の未然防止事業</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 港湾整備事業(九州地方整備局、土木建築部港湾課、<u>農林水産部漁港漁村整備課、市町村</u>)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 漁港整備事業(農林水産部漁港漁村整備課、市町村) (略)</p> <p>(3) 漁港整備事業の実施 漁港の整備事業は、漁港整備長期計画に基づき平成28年度の完了を目標に、また海岸保全の整備事業も社会資本整備重点計画に基づき高潮対策事業を中心に実施するものである。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 農地防災事業の促進(農林水産部農村基盤整備課、市町村)</p> <p>(1) 農地防災事業の基本方針 洪水、<u>高潮、土砂崩壊、湛水等</u>に対して農地、農業用施設等を防護するため、<u>防災ダム、堤防排水路等の施設を整備して、災害の発生防止を図るものとする。</u>このため必要な農地、農業用施設等の要防災地区を定め、当該地区を主体とした防災対策に関する長期計画を<u>樹立実施するものとする。</u></p> <p>(2) 農地防災事業の実施</p> <p>イ 防災ダムの維持管理 農地の災害を未然に防止するため、<u>防災ダムの維持管理の適正化を図る。</u></p> <p>ロ <u>ため池等整備事業の実施</u> 築造後における自然的、社会的状況の変化並びに地震・風水害等による災害を防止するために早急に整備を要する農業用ため池、頭首工、樋門、用排水機場、用排水路等の新設又は改修と必要なくなった農業用のため池の廃止をため池等整備事業等により実施する。特に下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池と位置づけ、対策が必要なものについては計画的に実施する。<u>また、緊急時の迅速な避難行動につなげるため、防災重点ため池におけるハザードマップの作成や緊急連絡体制の整備等ソフト対策をハード対策と</u></p>	<p>第2章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 被害の未然防止事業</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 港湾整備事業(九州地方整備局、土木建築部港湾課、市町村)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 漁港整備事業(農林水産部漁港漁村整備課、市町村) (略)</p> <p>(3) 漁港整備事業の実施 漁港の整備事業は、漁港整備長期計画に基づき整備されるものであり、また海岸保全の整備事業も社会資本整備重点計画に基づき高潮対策事業を中心に実施するものである。</p> <p>9 (略)</p> <p>10 農地防災事業の促進(農林水産部農村基盤整備課、市町村)</p> <p>(1) 農地防災事業の基本方針 洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、<u>防災ダム、ため池、用排水施設等</u>を整備して、災害の発生防止を図るものとする。このため、<u>県及び市町村において、防災対策に関する長期計画を策定し、計画的な実施を図るものとする。</u></p> <p>(2) 農地防災事業の実施</p> <p>イ <u>防災ダム整備事業</u> <u>洪水調節用のダムの整備</u></p> <p>ロ <u>ため池整備事業</u> <u>災害発生のおそれのあるため池の整備</u></p>



# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編  
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p><u>併せて促進する。</u></p> <p>ハ <u>湛水防除事業の実施</u> 既存の排水施設の耐用年数以内で立地条件の変化により湛水被害のおそれのある地域においてこれを防止するために行う排水機、排水樋門、排水路等の新設、又は改修を湛水防除事業等により実施するよう関係市町村と調整を図る。</p> <p>ニ <u>農地海岸保全事業の実施</u> 農地海岸管理者が管理する海岸で、背後地の農地を高潮、波浪又は津波、浸食による被害から守るため、海岸保全施設の新設又は改修工事並びに沿岸レクリエーション施設の整備を図る海岸環境整備を実施する。</p> <p>ホ <u>農地保全に係る地すべり等防止事業の実施</u> 農村地域において、地すべり防止法第3条の指定を受けた地区の被害を未然に防止するために地すべり防止対策事業を実施する。</p> <p>1 1 総合的な土砂災害対策 (1) 土砂災害対策事業の推進 ハ 土砂災害警戒情報等の活用 (イ) 大分地方气象台と県は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった場合に協議を行い、市町村長が避難勧告等の災害応急対策を適時適切に行えるよう、また、住民が自主避難の判断等に活用できるよう、土砂災害警戒情報を共同発表する。 県は市町村単位で発表されるこの情報を補足するため、一定の区域ごとに危険度レベルを示す土砂災害危険度情報に関係市町村に提供する。</p>	<p>ハ <u>用排水施設等整備事業</u> 災害発生のおそれのある用排水施設等の整備</p> <p>ニ <u>農地保全整備事業</u> 農用地の保全と災害の未然防止を図るために行う排水施設や防風施設等の整備</p> <p>ホ <u>地域防災機能増進事業</u> 地域の防災機能を増進させるために行う土地改良施設の整備</p> <p>ヘ <u>農業用河川工作物等応急対策工事</u> 災害発生のおそれのある農業用河川工作物等の整備</p> <p>ト <u>地すべり対策事業</u> 地すべりの防止を図るために行う地すべり防止施設の整備等</p> <p>チ <u>防災重点農業用ため池緊急整備事業</u> 防災重点農業用ため池の防災工事及び廃止工事の実施、ハザードマップや遠隔監視システム等を活用した関係住民の安全確保</p> <p>1 1 総合的な土砂災害対策 (1) 土砂災害対策事業の推進 ハ 土砂災害警戒情報等の活用 (イ) 大分地方气象台と県は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった場合に協議を行い、市町村長が避難指示等の災害応急対策を適時適切に行えるよう、また、住民が自主避難の判断等に活用できるよう、土砂災害警戒情報を共同発表する。 県は市町村単位で発表されるこの情報を補足するため、一定の区域ごとに危険度レベルを示す土砂災害危険度情報に関係市町村に提供する。</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編  
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p><b>第2節 災害危険区域の対策</b> (略)</p> <p><b>第3節 防災施設の災害予防管理</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 高潮災害予防管理対策(九州地方整備局、土木建築部河川課、港湾課、農林水産部農村基盤整備課、漁港漁村整備課、市町村)</p> <p>(1) 海岸保全施設の維持管理 (略)</p> <p>(2) 農地海岸保全施設の維持管理 (略)</p> <p>(3) 港湾施設の維持管理 (略)</p> <p>(4) 漁港施設の維持管理 「大分県漁港管理条例」に基づき、漁港及び漁港施設の維持管理を行う。また、海岸堤防等の破損箇所は発見次第直ちに補修し、樋門の門扉の管理補修を定期的に行うとともに災害に備え土俵等を準備する。なお、高潮、強風による波浪の危険があれば土俵で補強し、堤防の決壊、越波による裏盛土の流出防止に努める。</p> <p>3 雪害予防管理対策</p> <p>(1) 道路及び道路保護施設の維持管理 降雪時における道路及び道路保護施設の維持管理は、それぞれの管理者において、除雪作業員及び除雪資機材を確保するなど、必要な措置を行うものとする。 (略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>第2節 災害危険区域の対策</b> (略)</p> <p><b>第3節 防災施設の災害予防管理</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 高潮災害予防管理対策(九州地方整備局、土木建築部河川課、港湾課、農林水産部農村基盤整備課、漁港漁村整備課、市町村)</p> <p>(1) <u>河川・港湾</u>海岸保全施設の維持管理 (略)</p> <p>(2) 農地海岸保全施設の維持管理 (略)</p> <p>(3) 港湾施設の維持管理 (略)</p> <p><b>(4) 漁港・漁港海岸保全施設の維持管理</b> 「大分県漁港管理条例」に基づき、漁港及び漁港施設の維持管理を行う。また、海岸堤防等の破損箇所は発見次第直ちに補修し、樋門の門扉の管理補修を定期的に行うとともに災害に備え<u>土のう</u>等を準備する。なお、高潮、強風による波浪の危険があれば<u>土のう</u>で補強し、堤防の決壊、越波による裏盛土の流出防止に努める。</p> <p>3 雪害予防管理対策</p> <p>(1) 道路及び道路保護施設の維持管理 降雪時における道路及び道路保護施設の維持管理は、それぞれの管理者において、除雪作業員及び除雪資機材を確保するなど、必要な措置を行うものとする。 <u>また、大雪で大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある場合は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を回避することを基本的な考え方として、予防的な通行止め等に努めるものとする。</u> (略)</p>



# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編  
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p><b>第4節 都市・地域の防災環境整備</b> 安全な都市環境の実現と、市街地における建造物等を災害から防護するための必要な対策又は事業は、この節の定めるところによって実施する。</p> <p>(略)</p> <p>3 既成市街地の防災対策 (1) 避難路の確保・整備 都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備し、豪雨時において、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保する。 (略)</p> <p><b>第8節 水災防止対策の実施</b> 国土交通省、県及び市町村は、それぞれの役割分担に応じ、水防法の定めるところにより、洪水予報河川、<u>水位情報周知河川</u>、水防警報河川の指定や浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップの作成等の事前情報の提供及び災害時の情報の共有化を行うとともに、住民への分かりやすい水害リスクの提供を行うことにより、住民自ら、地域の水害リスクを正しく知り、正しく判断し、正しく行動することで、被害を軽減する取組を行う契機となるように努める。</p> <p>1 洪水予報河川の指定 (略)</p> <p>2 洪水に関する水位情報周知河川の指定 (略)</p> <p>3 水防警報河川の指定 (略) (新設)</p>	<p><b>第4節 都市・地域の防災環境整備</b> 安全な都市環境の実現と、市街地における建造物等を災害から防護するための必要な対策又は事業は、この節の定めるところによって実施する。 <u>さらに、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針等を位置づけた立地適正化計画に基づく都市のコンパクト化及び防災まちづくりを推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 既成市街地の防災対策 (1) 避難路の確保・整備 都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備し、豪雨時において、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保する。 <u>また、市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第8節 水災防止対策の実施</b> 国土交通省、県及び市町村は、それぞれの役割分担に応じ、水防法の定めるところにより、洪水予報河川、<u>水位周知河川</u>、水防警報河川、<u>水位周知海岸</u>の指定や浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップ、<u>高潮ハザードマップ</u>の作成等の事前情報の提供及び災害時の情報の共有化を行うとともに、住民への分かりやすい水害リスクの提供を行うことにより、住民自ら、地域の水害リスクを正しく知り、正しく判断し、正しく行動することで、被害を軽減する取組を行う契機となるように努める。</p> <p>1 洪水予報河川の指定 (略)</p> <p>2 洪水に関する<u>水位周知河川</u>の指定 (略)</p> <p>3 水防警報河川の指定 (略)</p> <p><u>4 水位周知海岸の指定</u> <u>県は大分県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがある</u></p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編  
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>4 洪水浸水想定区域の指定 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 洪水浸水想定区域における避難確保のための措置 市町村は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、防災訓練として市町村が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を住民滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>また、洪水浸水想定区域内に、高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの、又は大規模な工場その他の施設で、省令で定める基準を参酌して、市町村の条例で定める用途及び規模に該当し、所有者又は管理者から申し出のあった施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合には、市町村地域防災計画内にその施設名称及び所在地を規定するとともに、当該施設の所有者又は管理者等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。</p> <p>さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を、大規模工場の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を、それぞれ作成し、訓練を実施するほか、自衛水防組織を設置するよう努め、計画を作成し、又は自衛水防組織を設置したときは、遅滞なく市町村に報告する。</p> <p>6 洪水ハザードマップの作成・普及 洪水ハザードマップは、住民等が自らの判断で適切な避難を行えるよう各種情報を提示するものである一方、緊急時には、一目で自分のいる場所での避難行動が判別</p>	<p>海岸を「水位周知海岸」に指定する。</p> <p>5 洪水浸水想定区域の指定 (略)</p> <p>6 高潮浸水想定区域の指定 県は、水位周知海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</p> <p>7 浸水想定区域における避難確保のための措置 市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難経路に関する事項、洪水又は高潮に係る避難訓練に関する事項、その他、洪水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市町村地域防災計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>8 ハザードマップの作成・普及 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は高</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>できる必要もあることから、生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域等は、特に早期かつ確実に、避難することが必要である。</p> <p>このことから、市町村において、これらの区域を「早期の避難が必要な区域」として適切に設定し、洪水ハザードマップに表示するよう努めるものとする。</p> <p>国土交通省及び県は、市町村による洪水ハザードマップの作成・普及を促進するため必要な技術的支援を行うものとする。</p> <p><b>第3章 災害に強い人づくり</b> <b>第1節 自主防災組織</b> (略)</p> <p>2 大分県の現状と課題</p> <p>大分県における自主防災組織の数は平成31年4月1日時点で3,612組織、組織率は97.3%であり、全国的にみても取組が進んでいるが、自主防災組織における防災訓練の実施率は平成30年度実績で79.3%となっており、今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の活性化が課題となっている。</p> <p>3 自主防災組織の果たす役割と活動 (略)</p> <p>(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり</p> <p>自主防災組織は地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組を進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う必要がある。</p> <p>また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。</p> <p>(略)</p>	<p>潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの作成・配布、その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p><b>第3章 災害に強い人づくり</b> <b>第1節 自主防災組織</b> (略)</p> <p>2 大分県の現状と課題</p> <p>大分県における自主防災組織の数は令和3年4月1日時点で3,561組織、組織率は97.6%であり、全国的にみても取組が進んでいるが、自主防災組織における防災訓練の実施率はコロナ禍の影響を受け令和2年度実績で43.8%となっている。今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の再活性化と充実が課題となっている。</p> <p>3 自主防災組織の果たす役割と活動 (略)</p> <p>(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり</p> <p>自主防災組織は、ハザードマップを活用し、地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」や防災訓練を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組を進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う。</p> <p>また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。</p> <p>(略)</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編  
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>4 県の推進方針 (略) (5) 地域における避難行動要支援者の支援体制づくりを推進 ・避難行動要支援者名簿の事前提供に係る同意の取得等に対する支援 (略)</p> <p>6 緊急避難場所及び避難所 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>なお、指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。</p> <p>また、指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。さらに、避難所の耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について住民へ情報発信に努める。</p> <p><b>第2節 防災訓練</b> 県、市町村及び防災関係機関は、地域防災計画・防災業務計画等の習熟、防</p>	<p>4 県の推進方針 (略) (5) 地域における避難行動要支援者の支援体制づくりを推進 ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前提供に係る同意の取得並びに個別避難計画の作成等に対する支援 (略)</p> <p>6 緊急避難場所及び避難所 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。</p> <p>また、指定避難所については、市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。さらに、避難所の耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について住民へ情報発信に努める。</p> <p><b>第2節 防災訓練</b> 県、市町村及び防災関係機関は、地域防災計画・防災業務計画等の習熟、防</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、各種災害に備えた防災訓練を実施するものとする。</p> <p>なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災関係機関相互、更には県民の代表者等を含め連絡協体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。</li> <li>○ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。</li> </ul> <p>○ 図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。</p> <p>○ 各市町村の地域の特性に応じた訓練科目・内容を精選した訓練実施に努めること。</p> <p>○ 訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。 (略)</p> <p>2 総合防災訓練の実施(大分県、市町村、防災関係機関)</p> <p>県は、市町村及び防災関係機関との連携のもと、風水害・火山災害等の防災体制の万全を期するため総合防災訓練を実施するものとする。総合防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 風水害等発生時における応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練</li> <li>(2) 防災気象情報の収集・伝達に関する訓練</li> <li>(3) 交通規制、事前避難に関する訓練</li> <li>(4) 災害対策本部等の運営に関する訓練</li> <li>(5) 消火活動、避難誘導、救出救助活動、救急医療活動、道路の啓開作業、給</li> </ol>	<p>災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、各種災害に備えた<u>地域の災害リスクに基づく</u>防災訓練を実施するものとする。</p> <p>なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災関係機関相互、更には県民の代表者等を含め連絡協体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。</li> <li>○ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。</li> <li>○ <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。</u></li> </ul> <p>○ 図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。</p> <p>○ 各市町村の地域の特性に応じた訓練科目・内容を精選した訓練実施に努めること。</p> <p>○ 訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。 (略)</p> <p>2 総合防災訓練の実施(大分県、市町村、防災関係機関)</p> <p>県は、市町村及び防災関係機関との連携のもと、風水害・火山災害等の防災体制の万全を期するため総合防災訓練を実施するものとする。総合防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 風水害等発生時における応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練</li> <li>(2) 防災気象情報の収集・伝達に関する訓練</li> <li>(3) 交通規制、事前避難に関する訓練</li> <li>(4) 災害対策本部等の運営に関する訓練</li> <li>(5) 消火活動、避難誘導、救出救助活動、救急医療活動、道路の啓開作業、給</li> </ol>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編  
第2部 災害予防

改正前			改正後		
水給食等の応急措置に関する訓練			水給食等の応急措置に関する訓練		
(6) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練 (略)			(6) 広域避難に関する訓練 (7) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練 (略)		
5 各種防災訓練例			5 各種防災訓練例		
訓練名	内容		訓練名	内容	
図上訓練	地区実態把握のための訓練	地区指定の災害時避難所等に集合の上、大雨等による避難勧告が出された場合を想定し、少人数(回覧板を回す10~20戸程度を1班とする)の班ごとに、 ○ 地図を使い、増水や土砂崩れ等の危険予想箇所の確認、災害時に必要な資機材(スコップ、土嚢、リアカー等)の保管場所確認、安全な避難経路の検討 ○ 避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討等を行う図上訓練。	図上訓練	地区実態把握のための訓練	地区指定の災害時避難所等に集合の上、大雨等による避難指示が出された場合を想定し、少人数(回覧板を回す10~20戸程度を1班とする)の班ごとに、 ○ 地図を使い、増水や土砂崩れ等の危険予想箇所の確認、災害時に必要な資機材(スコップ、土嚢、リアカー等)の保管場所確認、安全な避難経路の検討 ○ 避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討等を行う図上訓練。
第3節 防災教育			第3節 防災教育		
1~2 (略)			1~2 (略)		
3 地域等における防災教育			3 地域等における防災教育		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 一般県民に対する防災教育			(2) 一般県民に対する防災教育		
防災対策企画課は、市町村や防災関係機関と協力して、県民に対する防災教育を実施するとともに、市町村等が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、次の事項を含むものとし、 <u>ホームページ、印刷物、ビデオの映像、ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の实情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。</u>			防災対策企画課は、 <u>防災意識・知識の向上や防災の日常化を図るため、市町村や防災関係機関と協力して、県民に対する防災教育を実施するとともに、市町村等が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、次の事項を含むものとし、<u>マスメディア・ホームページ・SNSの活用、動画・映像の放映・配信、パンフレット・ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の实情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。</u>災害による人的被害をなくすためには、<u>県民一人ひとりが、地域の災害リスクを把握し、早期避難を習慣化しておくことが肝要である。そのため、ハザードマップや</u></u>		

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p> <p><b>第4節 消防団・水防団・ボランティアの育成、強化</b> (略)</p> <p>4 ボランティアの育成・強化（大分県、市町村、防災関係機関） 災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、県・市町村など公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かしたきめ細かな支援活動が不可欠である。</p> <p>このため、県・市町村及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する「(福)大分県社会福祉協議会 大分県ボランティア・市民活動センター」や「(公財)おおいた共創基金」などと連携し、平時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築し、ボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。</p> <p>また、大分県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークに参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。</p> <p>さらに、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーの更なる育成や、運営実務を行うスタッフを育成するため、県・市町村社会福祉協議会職員や県・市町村職員等を対象に研修を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>マイ・タイムラインなど防災教育・啓発ツールを活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p> <p><b>第4節 消防団・水防団・ボランティアの育成、強化</b> (略)</p> <p>4 ボランティアの育成・強化（大分県、市町村、防災関係機関） 災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、県・市町村など公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア・NPO等の特性を活かしたきめ細かな支援活動が不可欠である。</p> <p>このため、県・市町村及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する「(福)大分県社会福祉協議会 大分県ボランティア・市民活動センター」や「(公財)おおいた共創基金」などと連携し、平時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築し、ボランティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。</p> <p>また、大分県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークに参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。</p> <p>さらに、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーの更なる育成や、運営実務を行うスタッフを育成するため、県・市町村社会福祉協議会職員や県・市町村職員等を対象に、<u>ボランティアの活動場所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生防止を含めた研修を実施する。</u></p> <p><u>なお、大分県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p> <p>(略)</p>



# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編  
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p><b>第5節 要配慮者の安全確保</b></p> <p>1 地域における要配慮者対策</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿の活用等</p> <p>イ 市町村は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25.8月 内閣府）」を参考に、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</p> <p>ロ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>ハ 市町村は、避難支援等に関わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、個別計画の作成に努めるものとする。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制</p>	<p><b>第5節 要配慮者の安全確保</b></p> <p>1 地域における要配慮者対策</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等</p> <p>イ 市町村は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25.8月 (R3.5月改定) 内閣府）」を参考に、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行う措置について定めるものとする。</p> <p>ロ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>ハ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>ニ 市町村は、避難支援等に関わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編  
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>三 市町村は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。</p> <p>(新設)</p> <p>ホ 生活環境部防災局防災対策企画課及び福祉保健部福祉保健企画課は、市町村における避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を支援する。</p> <p>ヘ 福祉保健部健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課は、市町村が行う避難行動要支援者名簿の作成が円滑に行われるよう協力する。</p> <p>(2) 避難誘導體制の整備 市町村は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。 また、市町村は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個々の避難支援プラン等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。 一方、生活環境部防災局防災対策企画課は、市町村における避難誘導體制の整備に対し支援する。</p> <p>(3) 福祉避難所の指定 市町村は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するととも</p>	<p>者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、<u>名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>ホ 市町村は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報<u>及び個別避難計画</u>を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報<u>及び個別避難計画</u>を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。</p> <p>ヘ <u>市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p> <p>ト 生活環境部防災局防災対策企画課及び福祉保健部福祉保健企画課は、市町村における避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を支援する。</p> <p>チ 福祉保健部健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課は、市町村が行う避難行動要支援者名簿の作成が円滑に行われるよう協力する。</p> <p>(2) 避難誘導體制の整備 市町村は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。 また、市町村は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、<u>個別避難計画</u>等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。 生活環境部防災局防災対策企画課は、市町村における避難誘導體制の整備に対し支援する。</p> <p>(3) 福祉避難所の指定 市町村は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するととも</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編  
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>に、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。</p> <p>指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知する。また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課、健康づくり支援課、高齢者福祉課、こども未来課・こども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する。また、大分県社会福祉協議会との協働により、福祉ニーズの把握や必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行うため、福祉専門職等からなる災害派遣福祉チーム（DCAT）の体制の充実を図る。</p> <p>（略）</p> <p><b>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</b> <b>第1節</b> （略） <b>第2節 活動体制の確立</b> 1 県職員の防災能力の向上(生活環境部防災局防災対策企画課) 一般に、県職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。</p>	<p>に、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。</p> <p>指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、必要に応じて福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知（公示）する。また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>福祉保健部福祉保健企画課、健康づくり支援課、高齢者福祉課、こども未来課・こども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する。また、大分県社会福祉協議会との協働により、一般避難所における福祉ニーズの把握や必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行うため、福祉専門職等からなる災害派遣福祉チーム（DCAT）の体制の充実を図る。</p> <p>（略）</p> <p><b>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</b> <b>第1節</b> （略） <b>第2節 活動体制の確立</b> 1 県職員の防災能力の向上(生活環境部防災局防災対策企画課) 一般に、県職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編  
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>(1) 職員を対象とした防災研修の実施 (2) 職員を対象とした参集訓練の実施 (3) 大分県職員災害対応ガイドブックの作成 (4) 図上訓練の実施 (5) 防災連絡員、総合調整室の職員の育成 (新設)</p> <p>(略)</p> <p><b>第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実</b> 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実 (1) 風水害等に関する情報伝達体制の充実 (略) さらに避難勧告・避難指示等の情報について、災害対応支援システムの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。</p> <p>(2) 避難誘導対策の充実 イ 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の避難体制の再点検 ロ 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導 ハ 災害想定区域図及び浸水想定区域図等の資料提供により、市町村へハザードマップ作成の指導 ニ 内水のハザードマップについては、市町村が行う浸水実績や地形情報等を活用した内水浸水想定区域図の作成や浸水シミュレーションの実施を県が指導 ホ 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成の指導 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(1) 職員を対象とした防災研修の実施 (2) 職員を対象とした参集訓練の実施 (3) 大分県職員災害対応ガイドブックの作成 (4) 図上訓練の実施 (5) 防災連絡員、総合調整室の職員の育成 (6) 情報連絡員、災害時緊急支援隊の活動の強化 情報連絡員や災害時緊急支援隊の研修を充実させ、災害時の活動の強化を図る。</p> <p>(略)</p> <p><b>第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実</b> 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実 (1) 風水害等に関する情報伝達体制の充実 (略) さらに避難指示等の情報について、災害対応支援システムの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。</p> <p>(2) 避難誘導対策の充実 イ 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の避難体制の再点検 ロ 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導 ハ 災害想定区域図及び浸水想定区域図等の資料提供により、市町村へハザードマップ作成の指導 ニ 内水のハザードマップについては、市町村が行う浸水実績や地形情報等を活用した内水浸水想定区域図の作成や浸水シミュレーションの実施を県が指導 ホ 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成の指導 (略)</p> <p>(8) 利水ダム等の事前放流の取組 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編  
第2部 災害予防

改正前	改正後
	<p>勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>第1章 災害応急対策の基本方針等 (略)</p> <p>第2章 活動体制の確立 (略)</p> <p>第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等</p> <p>1 大分地方気象台等の防災気象情報の収集・伝達 (略)</p> <p>○全般気象情報、九州北部地方気象情報、大分県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p> <p>○土砂災害警戒情報 大分県と大分地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。 市町村長は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、避難勧告等に関するガイドラインに基づき、土砂災害警戒情報が発令された場合には直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するとともに、土砂災害に関するメッシュ情報等を用いてあらかじめ発令範囲を具体的に設定し、必要に応じて見直すよう努めるものとする。 (略)</p> <p>○記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地</p>	<p>第1章 災害応急対策の基本方針等 (略)</p> <p>第2章 活動体制の確立 (略)</p> <p>第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等</p> <p>1 大分地方気象台等の防災気象情報の収集・伝達 (略)</p> <p>○全般気象情報、九州北部地方気象情報、大分県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。 また、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する大分県気象情報」という表題の気象情報を大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所降り続けているときに発表する。全般気象情報、九州北部地方気象情報も同時に発表する。</p> <p>○土砂災害警戒情報 大分県と大分地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。 市町村長は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、避難情報等に関するガイドラインに基づき、土砂災害警戒情報が発令された場合には直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害に関するメッシュ情報等を用いてあらかじめ発令範囲を具体的に設定し、必要に応じて見直すよう努めるものとする。 (略)</p> <p>○記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の二次細分区域において、危険度分布（キキクル）の「非常</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、<u>府県気象情報の一種として発表する。</u></p> <p>(略)</p> <p>大分県の予報区域細分図</p> <p>(略)</p> <p>※ 二次細分区域</p> <p>市町村長等が行う<u>避難勧告</u>等の防災対応の判断や、住民の自主的な避難行動をよりきめ細かく支援するため、気象に関する警報・注意報を市町村の単位で発表するものをいう</p>	<p><u>に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに発表する。</u></p> <p><u>この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布(キキクル)で確認する必要がある。</u></p> <p>(略)</p> <p>大分県の予報区域細分図</p> <p>(略)</p> <p>※ 二次細分区域</p> <p>市町村長等が行う<u>避難指示</u>等の防災対応の判断や、住民の自主的な避難行動をよりきめ細かく支援するため、気象に関する警報・注意報を市町村の単位で発表するものをいう</p>



# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編  
第3部 災害応急対策

改正前		改正後			
<p>ロ 特別警報、警報、注意報、気象情報の伝達</p>		<p>ロ 特別警報、警報、注意報、気象情報の伝達</p>			
<p>(略)</p> <p>2 指定河川洪水予報の伝達</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>指定河川洪水予報</p>		<p>(略)</p> <p>2 指定河川洪水予報の伝達</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>指定河川洪水予報</p>			
種類	標題	概要	種類	標題	概要
洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したときに発表される。	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。

## 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前			改正後		
		新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。			新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	はん濫危険情報	はん濫危険水位に達したときに発表される。  いつはん濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難勧告等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。		氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	はん濫警戒情報	一定時間後にはん濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難勧告等の発令の判断の参考とする。		氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	はん濫注意情報	はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。	洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編  
第3部 災害応急対策

改正前			改正後		
		避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。			等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<p>○大分川洪水予報 (略)</p> <p><input type="checkbox"/>洪水予報の種類と基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報の種類 洪水注意報、洪水警報</li> <li>洪水予報の発表基準</li> </ul> <p>①大分川はん濫注意情報(洪水注意報)は、基準地点の水位がはん濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき発表する。</p> <p>②大分川はん濫警戒情報(洪水警報)は、基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき又ははん濫危険水位に到達することが予想されるとき発表する。</p> <p>③大分川はん濫危険情報(洪水警報)は、基準地点の水位がはん濫危険水位に到達し、はん濫のおそれがあるとき発表する。</p> <p>④大分川はん濫発生情報(洪水警報)は、実施区間内ではん濫が発生したとき発表する。</p> <p><input type="checkbox"/>基準地点及び基準地点におけるはん濫危険水位等は「大分県地域防災計画資料編」に収録する</p>			<p>○大分川洪水予報 (略)</p> <p><b>削除</b></p> <p><input type="checkbox"/><b>汎濫</b>危険水位等は「大分県地域防災計画資料編」に収録する</p>		
<p>○七瀬川洪水予報 (略)</p> <p><input type="checkbox"/>洪水予報の種類と基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報の種類 洪水注意報、洪水警報</li> <li>洪水予報の発表基準</li> </ul> <p>①七瀬川はん濫注意情報(洪水注意報)は、基準地点の水位がはん濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき発表する。</p> <p>②七瀬川はん濫警戒情報(洪水警報)は、基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき又ははん濫危険水位に到</p>			<p>○七瀬川洪水予報 (略)</p> <p><b>削除</b></p>		

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p><u>達することが予想されるとき発表する。</u></p> <p>③七瀬川はん濫危険情報（洪水警報）は、基準地点の水位がはん濫危険水位に到達し、はん濫のおそれがあるとき発表する。</p> <p>④七瀬川はん濫発生情報（洪水警報）は、実施区間内ではん濫が発生したとき発表する。</p> <p>□基準地点及び基準地点におけるはん濫危険水位等は「大分県地域防災計画資料編」に収録する。</p> <p>○大野川水系洪水予報</p> <p>□洪水予報の種類と基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報の種類 洪水注意報、洪水警報</li> <li>・洪水予報の発表基準</li> </ul> <p>①大野川水系はん濫注意情報（洪水注意報）は、基準地点の水位がはん濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき発表する。</p> <p>②大野川水系はん濫警戒情報（洪水警報）は、基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき又ははん濫危険水位に到達することが予想されるとき発表する。</p> <p>③大野川水系はん濫危険情報（洪水警報）は、基準地点の水位がはん濫危険水位に到達し、はん濫のおそれがあるとき発表する。</p> <p>④大野川水系はん濫発生情報（洪水警報）は、実施区間内ではん濫が発生したとき発表する。</p> <p>□基準地点及び基準地点におけるはん濫危険水位等は「大分県地域防災計画資料編」に収録する。</p> <p>○山国川洪水予報</p> <p>□洪水予報の種類と基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報の種類 洪水注意報、洪水警報</li> <li>・洪水予報の発表基準</li> </ul> <p>①山国川上流部及び山国川下流部はん濫注意情報（洪水注意報）は、基準地点の水位がはん濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき発表する。</p>	<p>□<u>氾濫</u>危険水位等は「大分県地域防災計画資料編」に収録する。</p> <p>○大野川水系洪水予報 削除</p> <p>□<u>氾濫</u>危険水位等は「大分県地域防災計画資料編」に収録する。</p> <p>○山国川洪水予報 削除</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p><u>②山国川上流部及び山国川下流部はん濫警戒情報（洪水警報）は、基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき又ははん濫危険水位に到達することが予想されるとき発表する。</u></p> <p><u>③山国川上流部及び山国川下流部はん濫危険情報（洪水警報）は、基準地点の水位がはん濫危険水位に到達し、はん濫のおそれがあるとき発表する。</u></p> <p><u>④山国川上流部及び山国川下流部はん濫発生情報（洪水警報）は、実施区間内ではん濫が発生したとき発表する。</u></p> <p>□基準地点及び基準地点におけるはん濫危険水位等は「大分県地域防災計画資料編」に集録する。</p> <p>○番匠川洪水予報</p> <p>□洪水予報の種類と基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予防の種類 洪水注意報、洪水警報</li> <li>・洪水予報の発表基準</li> </ul> <p><u>①番匠川はん濫注意情報（洪水注意報）は、基準地点の水位がはん濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき発表する。</u></p> <p><u>②番匠川はん濫警戒情報（洪水警報）は、基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき又ははん濫危険水位に到達することが予想されるとき発表する。</u></p> <p><u>③番匠川はん濫危険情報（洪水警報）は、基準地点の水位がはん濫危険水位に到達し、はん濫のおそれがあるとき発表する。</u></p> <p><u>④番匠川はん濫発生情報（洪水警報）は、実施区間内ではん濫が発生したとき発表する。</u></p> <p>□基準地点及び基準地点におけるはん濫危険水位等は「大分県地域防災計画資料編」に集録する。</p> <p>○筑後川上中流部洪水予報</p> <p>□洪水予報の種類と基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報の種類 洪水注意報、洪水警報</li> <li>・洪水予報の発表基準</li> </ul> <p><u>①筑後川はん濫注意情報（洪水注意報）は、基準地点の水位がはん濫注意水位</u></p>	<p>□<u>汎濫</u>危険水位等は「大分県地域防災計画資料編」に集録する。</p> <p>○番匠川洪水予報 削除</p> <p>□<u>汎濫</u>危険水位等は「大分県地域防災計画資料編」に集録する。</p> <p>○筑後川上中流部洪水予報 削除</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき発表する。</p> <p>②筑後川はん濫警戒情報（洪水警報）は、基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき又ははん濫危険水位に到達することが予想されるとき発表する。</p> <p>③筑後川はん濫危険情報（洪水警報）は、基準地点の水位がはん濫危険水位に到達し、はん濫のおそれがあるとき発表する。</p> <p>④筑後川はん濫発生情報（洪水警報）は、実施区間内ではん濫が発生したとき発表する。</p> <p>□基準地点及び基準地点におけるはん濫危険水位等は「大分県地域防災計画資料編」に集録する。</p> <p>○<b>駅館川洪水予報</b></p> <p>□洪水予報の種類と基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報の種類           <ul style="list-style-type: none"> <li>駅館川洪水注意報、駅館川洪水警報</li> </ul> </li> <li>・洪水予報の発表基準</li> </ul> <p>①はん濫注意情報（洪水注意報（発表））は、洪水予報基準地点の水位がはん濫注意水位を超える洪水となることが予想されるときに発表する。</p> <p>②はん濫警戒情報（洪水警報（発表））は、洪水予報基準地点の水位がはん濫危険水位程度もしくは、はん濫危険水位を超える洪水となることが予想されるときに発表する。</p> <p>③はん濫危険情報（洪水警報）は、洪水予報基準地点水位がはん濫危険水位に到達し、はん濫の恐れがあるときに発表する。</p> <p>④はん濫発生情報は、実施区間内ではん濫が発生したときに発表する。</p> <p>□基準地点及び基準地点におけるはん濫危険水位等は「大分県地域防災計画資料編」に集録する。</p> <p>（2）洪水予報の伝達系統 国土交通省 大分川ダム工事事務所</p>	<p>□<b>氾濫</b>危険水位等は「大分県地域防災計画資料編」に集録する。</p> <p>○<b>駅館川洪水予報</b> 削除</p> <p>□<b>氾濫</b>危険水位等は「大分県地域防災計画資料編」に集録する。</p> <p>（2）洪水予報の伝達系統 削除</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前				改正後			
<p><b>第6節 災害救助法の適用及び運用</b></p> <p>1 災害救助法適用に関する県の活動 県内で風水害等により大規模な被害が発生した場合、県は以下により、災害救助法に関連した業務を行う。 (略)</p> <p>2 災害救助法適用基準 (略) (新設)</p> <p>(略)</p> <p>4 応急救助の実施基準 (1) 救助の程度及び期間</p>				<p><b>第6節 災害救助法の適用及び運用</b></p> <p>1 災害救助法適用に関する県の活動 県内で風水害等により大規模な被害が発生し、<u>または発生するおそれがある</u>場合、県は以下により、災害救助法に関連した業務を行う。 (略)</p> <p>2 災害救助法適用基準 (略) (3) <u>災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示された当該本部の所管区域に大分県が含まれ、県内市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 応急救助の実施基準 (1) 救助の程度及び期間</p>			
救助の種類	対象	期間	備考	救助の種類	対象	期間	備考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 遺体の搜索 6. 遺体の取扱い 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内		輸送費及び賃金職員等雇上費	1. <u>被災者及び避難者の避難に係る支援</u> 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 遺体の搜索 6. 遺体の取扱い 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
(略)				(略)			
<p><b>第7節 市町村への支援</b> (略)</p> <p>5 広域的な応援による市町村への支援 県単独による市町村支援では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、県は「九州・山口9県災害時応援協定」や国（総務省）の<u>被災市区町村応援職員確保システム等</u>に基づく広域的な応援を要請するものとする。</p>				<p><b>第7節 市町村への支援</b> (略)</p> <p>5 広域的な応援による市町村への支援 県単独による市町村支援では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、県は「九州・山口9県災害時応援協定」や国（総務省）の<u>応急対策職員派遣制度</u>に基づく広域的な応援を要請するものとする。</p>			



# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編  
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p><b>第8節 広域的な応援要請</b></p> <p>1 県における広域応援要請の実施</p> <p>(1) 組織体制</p> <p>イ 受援・市町村支援室は、県単独では十分な応急対策ができない場合、「九州・山口9県災害時応援協定」や国（総務省）の<u>被災市区町村応援職員確保システム等</u>に基づく広域的な応援を要請する。</p> <p>ハ 国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣や<u>上記システム</u>に基づく被災市区町村応援職員確保現地調整会議の設置等がなされた場合は、総務班が窓口となって必要な調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 他の都道府県等への応援要請</p> <p>イ 「九州・山口9県災害時応援協定」と<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>に基づく応援要請県単独では十分に応急対応や災害復旧・復興に関する対策が実施できないと認める場合には、上記の協定に基づき九州・山口各県（要請先：九州・山口9県被災地支援対策本部）と国（総務省）に対し応援を要請する。</p> <p>(イ) 応援の要請</p> <p>受援・市町村支援室広域受援班は、上記の協定等に基づき、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、（※協定第6条第1項より）九州・山口9県被災地支援対策本部と国（総務省）に応援の要請を行う。</p> <p>この際、人的災害の数や避難所の数など被害状況に係る客観的な数値のほか、被災県庁及び被災市町村における行政機能確保状況（マンパワーの不足状況）等に係る情報も極力提供し、九州・山口9県被災地支援対策本部や<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>によるカウンターパート決定が迅速かつ効果的になされるよう配慮する。</p>	<p><b>第8節 広域的な応援要請</b></p> <p>1 県における広域応援要請の実施</p> <p>(1) 組織体制</p> <p>イ 受援・市町村支援室は、県単独では十分な応急対策ができない場合、「九州・山口9県災害時応援協定」や国（総務省）<u>応急対策職員派遣制度</u>に基づく広域的な応援を要請する。</p> <p>ハ 国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣や<u>上記制度</u>に基づく被災市区町村応援職員確保現地調整会議の設置等がなされた場合は、総務班が窓口となって必要な調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 他の都道府県等への応援要請</p> <p>イ 「九州・山口9県災害時応援協定」と<u>応急対策職員派遣制度</u>に基づく応援要請県単独では十分に応急対応や災害復旧・復興に関する対策が実施できないと認める場合には、上記の協定に基づき九州・山口各県（要請先：九州・山口9県被災地支援対策本部）と国（総務省）に対し応援を要請する。</p> <p>(イ) 応援の要請</p> <p>受援・市町村支援室広域受援班は、上記の協定等に基づき、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、（※協定第6条第1項より）九州・山口9県被災地支援対策本部と国（総務省）に応援の要請を行う。</p> <p>この際、人的災害の数や避難所の数など被害状況に係る客観的な数値のほか、被災県庁及び被災市町村における行政機能確保状況（マンパワーの不足状況）等に係る情報も極力提供し、九州・山口9県被災地支援対策本部や<u>応急対策職員派遣制度</u>によるカウンターパート決定が迅速かつ効果的になされるよう配慮する。</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p><b>第9節 防災ヘリコプターの運用の確立</b> (略)</p> <p>2 運航管理体制</p> <p>(1) 防災ヘリコプター運航管理の総括は生活環境部防災局長（統括管理者）が行う。</p> <p>(2) 防災ヘリコプターの運航管理に関する事務は、消防保安室長（運航管理責任者）が掌理する。</p> <p>(3) 航空隊において、防災ヘリコプターの運航管理及び航空隊の安全確保等に関する事務は、防災航空管理監（<u>防災航空管理者</u>）が処理する。</p> <p>(4) 防災航空隊長（運航指揮者）は防災ヘリコプターに搭乗中、隊員を指揮監督し、防災業務に万全を期すものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>5 緊急運航の要件</p> <p>防災ヘリコプター緊急運航の要請は、原則として次の（1）～（3）の条件をすべて満たし、かつ「大分県防災ヘリコプター緊急運航要請基準」に該当する場合にできるものとする。</p> <p>6 緊急運航要請に係る手続</p> <p>(1) 防災ヘリコプターの緊急運航に係る要請先及び手順は次のとおりである。</p>	<p><b>第9節 防災ヘリコプターの運用の確立</b> (略)</p> <p>2 運航管理体制</p> <p>(1) 防災ヘリコプター運航管理の総括は生活環境部防災局長（統括管理者）が行う。</p> <p>(2) 防災ヘリコプターの運航管理に関する事務は、消防保安室長（運航管理責任者）が掌理する。</p> <p>(3) 航空隊において、防災ヘリコプターの運航管理及び航空隊の安全確保等に関する事務は、防災航空管理監（<u>運航責任者</u>）が処理する。</p> <p>(4) 防災航空隊長（運航指揮者）は防災ヘリコプターに搭乗中、隊員を指揮監督し、防災業務に万全を期すものとする。</p> <p>(5) 防災航空管理アドバイザー（<u>運航安全管理者</u>）は、<u>運航の安全を確保する観点から、運航責任者等に対し、防災ヘリの運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理その他必要と認める事項に関する助言を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 緊急運航の要件</p> <p>防災ヘリコプター緊急運航の要請は、原則として次の（1）～（3）の条件をすべて満たし、かつ「大分県防災ヘリコプター緊急運航基準」に該当する場合にできるものとする。</p> <p>6 緊急運航要請に係る手続</p> <p>(1) 防災ヘリコプターの緊急運航に係る要請先及び手順は次のとおりである</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編  
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>市町村等</p> <p>①出動要請</p> <p>②出動の可否回答</p> <p>③出動</p> <p>④出動報告</p> <p>⑤出動終了報告</p> <p>⑥災害状況報告</p> <p>防災航空管理者 (防災航空隊)</p> <p>運航管理責任者 (消防保安室長)</p> <p>重大事項報告</p> <p>統括管理者 (生活環境部長)</p>	<p>市町村等</p> <p>①出動要請</p> <p>②出動の可否回答</p> <p>③出動</p> <p>④出動報告</p> <p>⑤出動終了報告</p> <p>⑥災害状況報告</p> <p>運航責任者 (防災航空管理監)</p> <p>運航管理責任者 (消防保安室長)</p> <p>重大事項報告</p> <p>統括管理者 (防災局長)</p>
<p>第11節 他機関に対する応援要請 (略) (追記)</p> <p>(略)</p> <p>第16節 交通確保・輸送対策 (略) 5 陸上輸送体制 (1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保</p>	<p>第11節 他機関に対する応援要請 (略) (34) 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定 (35) 災害時における相互連携に関する協定書</p> <p>(略)</p> <p>第16節 交通確保・輸送対策 (略) 5 陸上輸送体制 (1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>ニ 県民への交通規制情報の提供            広報・情報発信班、地区災害対策本部庶務班及び交通規制を実施した機関（警察、道路管理者）は、交通規制箇所について交通情報板等を活用し、また報道機関に協力を求めるなど、積極的に県民に対し情報を提供する。            （略）</p> <p><b>第17節 広報活動・災害記録活動</b>            1 （略）            2 県の広報活動・災害記録活動の措置            （1）活動体制の確立            災害対策本部を設置した場合、県では迅速かつ的確に広報活動・災害記録活動を行うため、以下の体制をとる。            イ 報道機関への協力要請            広報・情報発信班は、<u>迅速かつきめ細かな広報について、報道機関に対して協力の要請を行う。</u>            （略）            （5）情報、資料の収集及び広報資料の作成            ハ 報道機関に対する情報の提供            （ヘ）住民に対する<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>及び避難場所等の状況</p> <p><b>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動</b>  <b>第1節 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等</b>            （略）            （3）市町村の措置            市町村は、県等から特別警報、警報の発表について伝達を受けた場合（第2節4参照）、積極的に大分県防災情報システムの活用を図り、その後の気象情報等により市町村内で風水害の発生するおそれがあると判断した場合、市町村防災行政無線、各市町村の防災情報提供メール（県民安全・安心メールを含む）、</p>	<p>ニ 県民への交通規制情報の提供  <u>県は、国道、県道、市町村道の全面通行止等の道路規制情報を県ホームページなどにより一元的に発信する。</u>また、広報・情報発信班、地区災害対策本部庶務班及び交通規制を実施した機関（警察、道路管理者）は、交通規制箇所について交通情報板等を活用し、報道機関に協力を求めるなど、積極的に県民に対し情報を提供する。            （略）</p> <p><b>第17節 広報活動・災害記録活動</b>            1 （略）            2 県の広報活動・災害記録活動の措置            （1）活動体制の確立            災害対策本部を設置した場合、県では迅速かつ的確に広報活動・災害記録活動を行うため、以下の体制をとる。            イ 報道機関への協力要請            広報・情報発信班は、報道機関に対して協力の要請を行う。            （略）            （5）情報、資料の収集及び広報資料の作成            ハ 報道機関に対する情報の提供            （ヘ）住民に対する<u>避難指示</u>及び避難場所等の状況</p> <p><b>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動</b>  <b>第1節 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等</b>            （略）            （3）市町村の措置            市町村は、県等から特別警報、警報の発表について伝達を受けた場合（第2節4参照）、積極的に大分県防災情報システムの活用を図り、その後の気象情報等により市町村内で風水害の発生するおそれがあると判断した場合、市町村防災行政無線、各市町村の防災情報提供メール（県民安全・安心メールを含む）、</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>移動通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、広報車、インターネット（ホームページや、<u>ツイッター等のソーシャルメディア</u>）等の多種多様な手段を用いて住民に対して浸水や山・がけ崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。</p> <p>特に、<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>等の発令時には、従来のアナウンスに加え、水防信号規程に定める第4信号（第3節12参照）のサイレン音を使用することを徹底する。</p> <p>また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。 （略）</p> <p><b>第4節 避難の勧告・指示及び誘導</b></p> <p>災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この節の定めるところによって実施する。</p> <p>なお、本節では、<u>避難の勧告・指示及び避難誘導</u>について定め、避難所の運営に係る活動については第4章第1節に定める。</p> <p>市町村長は、避難の<u>勧告・指示及び避難誘導</u>の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずる。警察官及び海上保安官は、市町村が実施する避難の<u>勧告・指示及び避難誘導</u>に積極的に協力する。</p> <p>なお、市町村長又はその委任を受けた市町村職員等において避難を指示するいとまがないとき又は市町村長から要求があったときは、当該現場にある警察官及び海上保安官は、自らの判断により必要と認める居住者・滞在者・その他の者に対し避難のための立退きを指示する。</p> <p>○<u>避難勧告</u>に関する関係機関への情報提供・指導&lt;地区災害対策本部社会基盤対策班&gt;</p> <p>□重要水防区域及び主要地すべり区域等における立退きの情報提供・指導 （略）</p>	<p>移動通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、広報車、インターネット（ホームページ・<u>SNS</u>）等の多種多様な手段を用いて住民に対して浸水や山・がけ崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。</p> <p>特に、<u>避難指示</u>等の発令時には、従来のアナウンスに加え、水防信号規程に定める第4信号（第3節12参照）のサイレン音を使用することを徹底する。</p> <p>また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。 （略）</p> <p><b>第4節 避難の指示及び誘導</b></p> <p>災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この節の定めるところによって実施する。</p> <p>なお、本節では、<u>避難の指示及び避難誘導</u>について定め、避難所の運営に係る活動については第4章第1節に定める。</p> <p>市町村長は、避難の<u>指示及び避難誘導</u>の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずる。警察官及び海上保安官は、市町村が実施する避難の<u>指示及び避難誘導</u>に積極的に協力する。</p> <p>なお、市町村長又はその委任を受けた市町村職員等において避難を指示するいとまがないとき又は市町村長から要求があったときは、当該現場にある警察官及び海上保安官は、自らの判断により必要と認める居住者・滞在者・その他の者に対し避難のための立退きを指示する。</p> <p>○<u>避難指示等</u>に関する関係機関への情報提供・指導&lt;地区災害対策本部社会基盤対策班&gt;</p> <p>□重要水防区域及び主要地すべり区域等における立退きの情報提供・指導 （略）</p>
<p>1 <u>避難勧告</u>・措置の責任体制</p>	<p>1 <u>避難指示</u>・措置の責任体制</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退きを勧告し又は指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。</p> <p>2 <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>等の基準</p> <p>避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。</p> <p>特に、<u>避難勧告</u>等の発令時には、県内において統一した警戒レベルの用語や、サイレン音を使用するほか、多種多様な手段を用いて、確実に住民に情報伝達を行うものとする。</p> <p>(1) 避難措置の区分</p> <p>ハ <u>避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）</u></p> <p>暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等の発生のおそれがあるときは、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める。〈市町村発令〉</p> <p>ニ <u>避難勧告（警戒レベル4）</u>・・・<u>事前避難</u></p> <p><u>暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等の発生のおそれが高まったときは、危険地域の住民等を安全な場所に避難させる。</u>〈市町村発令〉</p> <p>ホ <u>避難指示（緊急）（警戒レベル4）</u></p> <p>暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等が発生するおそれが極めて高い状況又は著しく危険が切迫しているときは、危険地域の住民等を速やかに近くの安全な場所に避難させる。〈市町村発令〉</p> <p>ヘ <u>災害発生情報（警戒レベル5）</u></p> <p>災害が発生していることを把握したときは、可能な範囲で危険地域の住民等に命を守るための最善の行動を執るよう促す。〈市町村発令〉</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>等の情報伝達</p> <p>イ <u>避難勧告</u>等を発令する場合、対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるよう伝達するとともに、水防信号規程に定める第4信号（第3節12参照）により、住民に周</p>	<p>災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。</p> <p>2 <u>避難指示</u>等の基準</p> <p>避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。</p> <p>特に、<u>避難指示</u>等の発令時には、県内において統一した警戒レベルの用語や、サイレン音を使用するほか、多種多様な手段を用いて、確実に住民に情報伝達を行うものとする。</p> <p>(1) 避難措置の区分</p> <p>ハ <u>高齢者等避難（警戒レベル3）</u></p> <p>暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等の発生のおそれがあるときは、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める。〈市町村発令〉</p> <p>ニ <u>避難指示（警戒レベル4）</u></p> <p>暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等が発生するおそれが極めて高い状況又は著しく危険が切迫しているときは、危険地域の住民等を速やかに近くの安全な場所に避難させる。〈市町村発令〉</p> <p>ホ <u>緊急安全確保（警戒レベル5）</u></p> <p>災害が発生していることを把握したときは、可能な範囲で危険地域の住民等に命を守るための最善の行動を執るよう促す。〈市町村発令〉</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>避難指示</u>等の情報伝達</p> <p>イ <u>避難指示</u>等を発令する場合、対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるよう伝達するとともに、水防信号規程に定める第4信号（第3節12参照）により、住民に周</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>知する。</p> <p>ロ 災害対応支援システムで入力した<u>避難勧告等・避難指示（緊急）</u>等の情報は、自動的に各種メールで一斉配信を行う。 (略)</p> <p>(7) 要配慮者への配慮 市町村は、発災時には、避難行動要支援本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行うこと。また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行うこと。 (略)</p> <p>5 県の実施する避難措置 (3) 県(知事)は、県災害対策本部を設置した場合、次の事項を実施する。 (イ) 管内市町村の<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>の状況を把握し、総合調整室に報告する。 (略)</p> <p>6 <u>避難勧告等</u>の解除 <u>避難勧告等</u>を解除する場合は、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p><b>第8節 二次災害の防止活動</b> (略)</p> <p>2 県における二次災害防止活動 (2) 建築物・構造物の二次災害防止 二次災害防止のため、土木事務所は次の活動を行う。土木建築部は、その実施状況を把握・指導するとともに、総合調整室に報告する。</p> <p>イ 県有施設の点検及び避難対策・応急対策 所管地域内の県有施設の点検を行い、危険性が認められるときは、庁舎管理責任者とともに避難及び立入禁止の措置をとり、必要な応急措置を実施する。</p> <p>ロ 県所管の道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策 所管地域内の県所管道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められる</p>	<p>知する。</p> <p>ロ 災害対応支援システムで入力した<u>避難指示</u>等の情報は、自動的に各種メールで一斉配信を行う。 (略)</p> <p>(7) 要配慮者への配慮 市町村は、発災時には、避難行動要支援本人及び避難支援等関係者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行うこと。また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行うこと。 (略)</p> <p>5 県の実施する避難措置 (3) 県(知事)は、県災害対策本部を設置した場合、次の事項を実施する。 (イ) 管内市町村の<u>避難指示等</u>の状況を把握し、総合調整室に報告する。 (略)</p> <p>6 <u>避難指示等</u>の解除 <u>避難指示等</u>を解除する場合は、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p><b>第8節 二次災害の防止活動</b> (略)</p> <p>2 県における二次災害防止活動 (2) 建築物・構造物の二次災害防止 二次災害防止のため、土木事務所は次の活動を行う。土木建築部は、その実施状況を把握・指導するとともに、総合調整室に報告する。</p> <p>イ 県有施設の点検及び避難対策・応急対策 所管地域内の県有施設の点検を行い、危険性が認められるときは、庁舎管理責任者とともに避難及び立入禁止の措置をとり、必要な応急措置を実施する。</p> <p>ロ 県所管の道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策 所管地域内の県所管道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められる</p>



# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>ときは、通行止め等の措置をとる。また、必要な応急措置を実施する。</p> <p><b>第4章 被災者の保護・救護のための活動</b>  <b>第1節 避難所運営活動</b>            本節は、避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである(避難勧告・避難指示(緊急)及び避難誘導については、第3章第4節に、また、避難所情報に関するサインについては、第3章第5節に定める。)            (略)</p> <p>3 避難所における感染症対策            (2) 避難先の検討・確保            市町村は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。            また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。            県は、避難所の確保にあたり、県立施設を積極的に開放するほか、ホテルや旅館等の借上げについて、市町村のみでは対応が困難な場合には、借上げに係る調整を実施する。            (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>ときは、通行止め等の措置をとる。また、必要な応急措置を実施する。</p> <p><b>ハ</b> <u>危険な一般建築物の応急措置等</u>  <u>市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。</u></p> <p><b>第4章 被災者の保護・救護のための活動</b>  <b>第1節 避難所運営活動</b>            本節は、避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである(避難の指示)及び避難誘導については、第3章第4節に、また、避難所情報に関するサインについては、第3章第5節に定める。)            (略)</p> <p>3 避難所における感染症対策            (2) 避難先の検討・確保            市町村は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。            また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。  <u>併せて、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる。</u>            県は、避難所の確保にあたり、県立施設を積極的に開放するほか、ホテルや旅館等の借上げについて、市町村のみでは対応が困難な場合には、借上げに係る調整を実施する。            (略)</p> <p><u>(7) 感染症患者に関する情報共有等</u></p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編  
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>5 避難所の運営管理 (略) (7) 女性の視点からの避難所運営 ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症等の行動制限を要する感染症の自宅療養者やその濃厚接触者の避難に関して、防災担当部局や衛生担当部局、保健所、市町村と連携の下、平時から避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。</p> <p>併せて、保健所は自宅療養者や濃厚接触者に対し、避難先や避難方法について情報提供を行う。</p> <p>(略)</p> <p>5 避難所の運営管理 (略) (7) 女性の視点からの避難所運営 ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、<b>男女ペアによる巡回警備</b>や防犯ブザーの配布も努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>7 広域避難</b></p> <p>○市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の確保が必要であると判断した場合は、県や受入先の市町村と以下のおり調整を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。</li> <li>・他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市町村自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。</li> </ul> <p>○県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</p> <p>○市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編  
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>7 広域一時滞在 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、被災者救援部避難所対策班を通じて、他の市町村への受入れについて協議する。 また、県外都道府県の市町村への受入れが必要な場合については、被災者救援部避難所対策班は受援・市町村支援室広域受援助班が連携して当該他の都道府県へ要請を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第10節 住宅の供給確保等</b> (略)</p> <p>3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置 (新設)</p> <p>(1) 住宅ニーズの把握 (2) 災害救助法の規定による住宅の供給及び確保</p>	<p>る。</p> <p>○県、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p> <p>○県、市町村及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。</p> <p>8 広域一時滞在 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。</li> <li>・他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市町村自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。</li> </ul> <p>(略)</p> <p><b>第10節 住宅の供給確保等</b> (略)</p> <p>3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置 (1) 住宅の供給方針 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。 また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。</p> <p>(2) 住宅ニーズの把握</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編 第3部 災害応急対策

改正前		改正後	
(略)		(3) 災害救助法の規定による住宅の供給及び確保 (略)	
第5章 社会基盤の応急対策 (略)		第5章 社会基盤の応急対策 (略)	
第3節 農林水産業に関する応急対策		第3節 農林水産業に関する応急対策	
1 農作物応急対策		1 農作物応急対策	
災害名	対象作物	被害の種類	応急対策
風水害	全般	農地への油流出	水位がある程度下がった後、オイルフェンスの設置等を行い、布等で除去する。その後は、油流出土壌では耕起をせず、空気にさらして油分の酸化分解を促すとともに、必要に応じて少量のケイカルか消石灰の散布を行い分解を促進させる。
	水 稲	移植直後の流失 本田の流失埋没	災害応急対策用種子もみを確保供給し、乳苗等を育苗する。近隣の余剰苗を緊急確保する。代作への転換を指導する。
		病害虫の発生	「主要農作物病害虫及び雑草防除指導指針」(以下「防除指針」という。)に基づき、発生状況に応じた防除を速やかに行う。
		その他	技術指導 被害発生に即応し、予め編成した対策班が現地に出動の上、被害様相に応じた技術対策の指導に当たる。
	陸 稲	代作に転換	野菜等、他作物に転換する。
(略)		用水対応 発災当初から市町や土地改良区とともに水路の通水確認を行い、被災箇所においては、土砂撤去や仮設水路、仮設ポンプの設置等の応急工事に取組み、用水確保を図る。	
2 畜産関係応急対策		2 畜産関係応急対策	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 家畜の診療		(2) 家畜の診療	
ニ 診療実施のため必要な器材薬品等については、衛生所は所要数量について、農林水産部家畜衛生飼料室に報告し、その指示を得るものとする。ただし、通信途絶時、又は緊急を要する場合にあっては手持品を使用し、又は現地において確保し、できる限り速やかにその旨を農林水産部家畜衛生飼料室に報告するものとする。		ニ 診療実施のため必要な器材薬品等については、衛生所は所要数量について、農林水産部畜産振興課に報告し、その指示を得るものとする。ただし、通信途絶時、又は緊急を要する場合にあっては手持品を使用し、又は現地において確保し、できる限り速やかにその旨を農林水産部畜産振興課に報告するものとする。	
(3) 家畜の防疫		(3) 家畜の防疫	

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>イ 畜舎等の消毒  畜舎等の消毒は、家畜伝染病予防法第9条の規定に基づき、衛生所が防疫班を被災地に派遣して実施するものとする。消毒の実施に必要な薬剤、噴霧器、運搬器具等については、当該衛生所の手持品を充当するものとするが、手持品が不足するときは、衛生所は農林水産部<u>家畜衛生飼料室</u>に報告し、これを通じて入手し、又は配置するものとする。</p> <p>ロ 緊急予防注射の実施  衛生所は、家畜伝染病予防上緊急予防注射の必要があるときは、防疫班を被災地へ派遣して家畜伝染病予防法第6条の規定に基づき実施するものとする。実施にあたっては、農林水産部<u>家畜衛生飼料室</u>は、ワクチン等を迅速に確保し衛生所に保管替える時、時期を失しないよう措置するものとする。  (略)</p> <p>(5) 飼料等の確保  被災家畜飼育者、又は避難家畜に対する飼料等が現地において確保できないときは、市町村は振興局に確保あつ旋についての要請をするものとする。要請を受けた振興局は、管内において確保のあつ旋をするものとするが、なお、振興局において確保できないときは、農林水産部<u>家畜衛生飼料室</u>に確保を要請するものとする。  要請を受けた農林水産部<u>家畜衛生飼料室</u>は、政府保有の備蓄穀物の放出を要請するほか、ジェイエイ北九州くみあい飼料株式会社、大分県酪農業協同組合あるいは大手飼料商社に対して、必要数量の確保供給についてあつ旋をするものとする。各機関は要請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。  (略)</p> <p>(7) 畜産応急対策の報告  衛生所は、防疫等の実施をしたときは、家畜伝染病予防法の定めるところにより、その実施状況を遅滞なく農林水産部<u>家畜衛生飼料室</u>に報告するほか、管内の診療班、防疫班の活動状況についても速やかに電話をもって報告するものとする。</p>	<p>イ 畜舎等の消毒  畜舎等の消毒は、家畜伝染病予防法第9条の規定に基づき、衛生所が防疫班を被災地に派遣して実施するものとする。消毒の実施に必要な薬剤、噴霧器、運搬器具等については、当該衛生所の手持品を充当するものとするが、手持品が不足するときは、衛生所は農林水産部<u>畜産振興課</u>に報告し、これを通じて入手し、又は配置するものとする。</p> <p>ロ 緊急予防注射の実施  衛生所は、家畜伝染病予防上緊急予防注射の必要があるときは、防疫班を被災地へ派遣して家畜伝染病予防法第6条の規定に基づき実施するものとする。実施にあたっては、農林水産部<u>畜産振興課</u>は、ワクチン等を迅速に確保し衛生所に保管替える時、時期を失しないよう措置するものとする。  (略)</p> <p>(5) 飼料等の確保  被災家畜飼育者、又は避難家畜に対する飼料等が現地において確保できないときは、市町村は振興局に確保あつ旋についての要請をするものとする。要請を受けた振興局は、管内において確保のあつ旋をするものとするが、なお、振興局において確保できないときは、農林水産部<u>畜産技術室</u>に確保を要請するものとする。  要請を受けた農林水産部<u>畜産技術室</u>は、政府保有の備蓄穀物の放出を要請するほか、ジェイエイ北九州くみあい飼料株式会社、大分県酪農業協同組合あるいは大手飼料商社に対して、必要数量の確保供給についてあつ旋をするものとする。各機関は要請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。  (略)</p> <p>(7) 畜産応急対策の報告  衛生所は、防疫等の実施をしたときは、家畜伝染病予防法の定めるところにより、その実施状況を遅滞なく農林水産部<u>畜産振興課</u>に報告するほか、管内の診療班、防疫班の活動状況についても速やかに電話をもって報告するものとする。</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後
<p><b>第2章 公共土木施設等の災害復旧</b></p> <p>1 災害復旧事業の施行の基本方針            災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等不測の災害に備えるものとする。</p> <p>2 公共土木施設災害復旧事業の推進            公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上災害復旧事業の促進を図るものとする。            なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。  <u>また、高度な技術又は機械力を要する工事等で、工事实施体制や技術上の制約等により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</u>            (新設)</p>	<p><b>第2章 公共土木施設等の災害復旧</b></p> <p>1 災害復旧事業の施行の基本方針            災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等不測の災害に備えるものとする。</p> <p>2 公共土木施設災害復旧事業の推進            公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上災害復旧事業の促進を図るものとする。            なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。</p> <p><b>3 国土交通省等の権限代行制度</b></p> <p>○ 県は、市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事实施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うことも検討する。</p> <p>○ 市町村は、準用河川における改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、工事实施体制等の地域の実情により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</p> <p>○ 県又は市町村は、災害時、都道府県知事等が管理を行う一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、河川の維持の実施体制等の地域の実情により、河川に係る維持を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</p> <p>○ 県は、港湾施設において、非常災害が発生した場合、当該非常災害の発生</p>

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後																																															
<p>3 農林水産業施設災害復旧事業の促進 4 その他の災害復旧事業の推進</p> <p>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 (略) 第2節 住まいの確保・再建のための支援 1 被災者生活再建支援制度</p> <p>(1) 支援の種類：給付 (2) 支援の内容 ①災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。 ②支給額は、下記の2つの支援金の合計額。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる) ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支給額</td> <td>全壊等</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支給額</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借 (公営住宅を除く)</td> </tr> <tr> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。</p>	項目	住宅の被害程度		支給額	全壊等	大規模半壊	100万円	50万円	項目	住宅の再建方法			支給額	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)	200万円	100万円	50万円	<p>によりその機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。 ○ 県は、海岸保全施設において、当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、主務大臣の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</p> <p>4 農林水産業施設災害復旧事業の促進 5 その他の災害復旧事業の推進</p> <p>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 (略) 第2節 住まいの確保・再建のための支援 1 被災者生活再建支援制度</p> <p>(1) 支援の種類：給付 (2) 支援の内容 ①災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。 ②支給額は、下記のとおり。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害程度</th> <th colspan="3">支給額（定額）</th> <th rowspan="2">合計額</th> </tr> <tr> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊 損害割合 50%以上</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td rowspan="2">300万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊 (40～49%)</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td rowspan="2">250万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table>	被害程度	支給額（定額）			合計額	基礎支援金	加算支援金		全壊 損害割合 50%以上	100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	賃借	50万円	150万円	大規模半壊 (40～49%)	50万円	建設・購入	200万円	250万円	補修	100万円	賃借	50万円	100万円
項目	住宅の被害程度																																															
支給額	全壊等	大規模半壊																																														
	100万円	50万円																																														
項目	住宅の再建方法																																															
支給額	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)																																													
	200万円	100万円	50万円																																													
被害程度	支給額（定額）			合計額																																												
	基礎支援金	加算支援金																																														
全壊 損害割合 50%以上	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																												
		補修	100万円																																													
		賃借	50万円	150万円																																												
大規模半壊 (40～49%)	50万円	建設・購入	200万円	250万円																																												
		補修	100万円																																													
		賃借	50万円	100万円																																												

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後															
<p>※支援金の使途は限定されない。</p> <p>(2) 対象者：住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等(※)又は大規模半壊した世帯。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(※)下記の世帯を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</li> <li>自然災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）</li> </ol> </div> <p>※被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。</p> <p>(3) 問合せ先：県、市町村</p>	<table border="1" data-bbox="1160 277 2134 430"> <tr> <td>中規模半壊 (30～39%)</td> <td>—</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>補修</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>賃借</td> <td>25万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table> <p>(3) 対象者：住宅が自然災害（暴風、豪雨、地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等(※)又は大規模半壊、<u>中規模半壊</u>した世帯。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(※)下記の世帯を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</li> <li>自然災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）</li> </ol> </div> <p>※被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。</p> <p>(4) 問合せ先：県、市町村</p>	中規模半壊 (30～39%)	—	建設・購入	100万円	100万円			補修	50万円	50万円			賃借	25万円	25万円
中規模半壊 (30～39%)	—	建設・購入	100万円	100万円												
		補修	50万円	50万円												
		賃借	25万円	25万円												
<p><b>2 大分県災害被災者住宅再建支援制度</b></p> <p>(1) 支援の種類：給付</p> <p>(2) 支援の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①災害の規模にかかわらず、全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた全ての世帯に対して支援金を支給する。</li> <li>②支給額は、下記の2つの支援金の合計額。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる)</li> </ol> <p>※被災者生活再建支援法が適用になる場合は、支給しない。</p>	<p><b>2 大分県災害被災者住宅再建支援制度</b></p> <p>(1) 支援の種類：給付</p> <p>(2) 支援の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①災害の規模にかかわらず、全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた全ての世帯に対して支援金を支給する。</li> <li>②支給額は、下記の<u>とおり</u>。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる)</li> </ol> <p>※被災者生活再建支援法が適用になる場合は、支給しない。 <u>ただし、中規模半壊世帯のみ国制度と併給可能。</u></p>															



# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前					改正後																									
ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）																														
項目	住宅の被害程度				被害程度	支給額（定額）																								
支給額	全壊	半壊	床上浸水		全壊 損害割合 50%以上	基礎支給金	加算支給金		合計額																					
	100万円	50万円	5万円			100万円	建設・購入	200万円	300万円																					
イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）																														
※床上浸水には加算支援金はない																														
項目	住宅の再建方法				半壊 (20%~49%)	50万円	建設・購入	100万円	150万円																					
支給額		建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)	床上浸水	5万円	補修	80万円	130万円																					
	全壊	200万円	100万円	50万円			賃借	50万円	100万円																					
	半壊	80万円	80万円	50万円			—	—	5万円																					
	床上	—	—	—																										
*支援金の使途は限定されない。					・国制度と併給する場合																									
(3) 対象者：住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により、全壊、半壊又は床上浸水し、居住していた市町村に引き続き居住する世帯					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害程度</th> <th colspan="3">支給額（定額）</th> <th rowspan="2">合計額</th> </tr> <tr> <th>基礎支給金</th> <th>加算支給金</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">半壊 (30%~39%)</td> <td>50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>—</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補修</td> <td>30万円</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>賃借</td> <td>25万円</td> <td>75万円</td> </tr> </tbody> </table>					被害程度	支給額（定額）			合計額	基礎支給金	加算支給金		半壊 (30%~39%)	50万円	建設・購入	—	50万円		補修	30万円	80万円		賃借	25万円	75万円
被害程度	支給額（定額）			合計額																										
	基礎支給金	加算支給金																												
半壊 (30%~39%)	50万円	建設・購入	—	50万円																										
		補修	30万円	80万円																										
		賃借	25万円	75万円																										
留意事項					*支援金の使途は限定されない。																									
1 被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。					(3) 対象者：住宅が自然災害（暴風、豪雨、地震、津波、液状化等の地盤被害等）により、全壊、半壊又は床上浸水し、居住していた市町村に引き続き居住する世帯																									
2 被災時において被災した住宅を所有していない場合は、加算支援金の項目のうち、「賃借」以外の項目の加算支援金については支給されない。					留意事項																									
3 被災者生活再建支援法が適用になっている市町村において、次の場合は、被災者生活再建支援制度において支給される。 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊					1 被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。																									
					2 被災時において被災した住宅を所有していない場合は、加算支援金の項目のうち、「賃借」以外の項目の加算支援金については支給されない。																									
					3 被災者生活再建支援法が適用になっている市町村において、次の場合は、被災者生活再建支援制度において支給される。 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊																									

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前		改正後	
<p>防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</p> <p>(3) 問合せ先：県、市町村</p>		<p>防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</p> <p>(4) 問合せ先：県、市町村</p>	
(略)		(略)	
11 住宅の応急修理（災害救助法）		11 住宅の応急修理（災害救助法）	
支援の種類	現物支給	支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。</p> <p>2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。</p> <p>3 修理限度額は半壊については1世帯あたり59万5千円、半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり30万円（令和元年度基準）。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。</p>	支援の内容	<p>1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。</p> <p>2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。</p> <p>3 修理限度額は半壊については1世帯あたり59万5千円、半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり30万円（令和元年度基準）。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。</p>
対象者	<p>災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方</p> <p>①災害により住宅が半壊又は半焼した者</p> <p>②応急仮設住宅等に入居していない者</p> <p>③修理した住宅での生活が可能となると見込まれる者</p> <p>④自ら修理する資力のない世帯</p> <p>（※大規模半壊以上の世帯については資力を問わない）</p> <p>※世帯年収や世帯人員などの条件については、市町村に相談すること。</p>	対象者	<p>災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方</p> <p>①災害により住宅が半壊又は半焼した者</p> <p>②応急仮設住宅等に入居していない者（応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、他の住まいの確保が困難な場合を除く）</p> <p>③修理した住宅での生活が可能となると見込まれる者</p> <p>④自ら修理する資力のない世帯</p> <p>（※大規模半壊以上の世帯については資力を問わない）</p> <p>※世帯年収や世帯人員などの条件については、市町村に相談すること。</p>
(略)		(略)	

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前		改正後																	
12 応急仮設住宅の供与（災害救助法）		12 応急仮設住宅の供与（災害救助法）																	
支援の種類	現物支給	支援の種類	現物支給																
支援の内容	1 県又は市町村が建設した応急仮設住宅に入居可能。 2 県又は市町村が借り上げた民間賃貸住宅や公営住宅等に入居可能。 （住宅の応急修理との併用不可）	支援の内容	1 県又は市町村が建設した応急仮設住宅に入居可能。 2 県又は市町村が借り上げた民間賃貸住宅や公営住宅等に入居可能。 （住宅の応急修理との併用不可。ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、他の住まいの確保が困難な場合は、発災日から最大6か月間は、応急仮設住宅に入居可能。）																
(略)		(略)																	
第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援		第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援																	
(略)		(略)																	
2 農林漁業者に対する資金貸付（常時対応可能）		2 農林漁業者に対する資金貸付（常時対応可能）																	
種類	融資	種類	融資																
支援の内容	●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。 1 株式会社日本政策金融公庫	支援の内容	●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。 1 株式会社日本政策金融公庫																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>資金の使い途</th> <th>貸付限度額</th> <th>償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林漁業セーフティネット資金</td> <td>災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資</td> <td>一般：600万円 特認：年間経営費の3/12又は年間粗収益の3/12のいずれか低い額</td> <td>10年以内（うち3年以内の据置可能）</td> </tr> </tbody> </table>	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600万円 特認：年間経営費の3/12又は年間粗収益の3/12のいずれか低い額	10年以内（うち3年以内の据置可能）		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>資金の使い途</th> <th>貸付限度額</th> <th>償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林漁業セーフティネット資金</td> <td>災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資</td> <td>一般：600万円 特認：年間経営費の6/12又は年間粗収益の6/12のいずれか低い額</td> <td>10年以内（うち3年以内の据置可能）</td> </tr> </tbody> </table>	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600万円 特認：年間経営費の6/12又は年間粗収益の6/12のいずれか低い額	10年以内（うち3年以内の据置可能）
資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間																
農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600万円 特認：年間経営費の3/12又は年間粗収益の3/12のいずれか低い額	10年以内（うち3年以内の据置可能）																
資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間																
農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600万円 特認：年間経営費の6/12又は年間粗収益の6/12のいずれか低い額	10年以内（うち3年以内の据置可能）																

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害対策

改正前				改正後			
<b>第2章 火山災害応急対策</b> 3 気象庁が発表する火山現象に関する情報の収集・伝達 (略) 噴火警報・予報の名称、 <u>発表基準</u> 、噴火警戒レベル等の一覧 (噴火警戒レベルが運用されている火山の場合)				<b>第2章 火山災害応急対策</b> 3 気象庁が発表する火山現象に関する情報の収集・伝達 (略) 噴火警報・予報の名称、 <u>火山活動の状況</u> 、噴火警戒レベル等の一覧 (噴火警戒レベルが運用されている火山の場合)			
種別及び名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)	種別及び名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (警戒事項等)
特別警報 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)	特別警報 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)
警報 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)	警報 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)
予報 噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	レベル1 (活火山であることに留意)	予報 噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	レベル1 (活火山であることに留意)

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害対策

改正前				改正後			
(噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合)				(噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合)			
種別及び名称	対象範囲	発表基準	警戒事項等(キーワード)	種別及び名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等(キーワード)
特別警報 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	居住地域及びそれより火口側の範囲における嚴重な警戒 居住地域 嚴重警戒	特別警報 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	居住地域及びそれより火口側の範囲における嚴重な警戒 居住地域 嚴重警戒
警報 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒入山危険	警報 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒入山危険
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 火口周辺危険		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 火口周辺危険
予報 噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	活火山であることに留意	予報 噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	活火山であることに留意

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編 第5部 火山災害対策

改正前						改正後					
(3) 噴火警戒レベル 九重山の噴火警戒レベル(平成19年12月1日運用開始)						(3) 噴火警戒レベル 九重山の噴火警戒レベル(平成19年12月1日運用開始[令和3年2月15日改定])					
種別及び名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	種別及び名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報 噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●噴火が発生し、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 1700年前：黒岳で噴火、火砕流が火口から約4km、溶岩流が火口から約2kmまで到達	特別 警報 噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●噴火が発生し、 <b>大きな噴石や火砕流</b> 、溶岩流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 <b>1600</b> 年前：黒岳で噴火、火砕流が火口から <b>2km</b> 以上、溶岩流が火口から <b>1km</b> 以上流下
		レベル4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	●噴石飛散や火砕流、溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。 【過去事例】 2000年前：溶岩流が米窪火口から4kmまで到達			レベル4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	● <b>噴火活動の活発化がみられるなかで、規模の大きな地震の増加や膨張を示す地殻変動、火山ガス(二酸化硫黄)の放出量の顕著な増加など、マグマ上昇を示す現象が発生。</b> 【過去事例】 有史以降の事例なし
警報 噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備等。 登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	●火口から概ね1.5km以内に噴石飛散 【過去事例】 有史以降の事例なし	警報 噴火警報(火口周辺)又は火口		レベル3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険	住民は通常の生活。 <b>火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。</b> 状況に応じて要配慮者の避	● <b>想定火口域中心から概ね2km以内に大きな噴石の飛散、またはその可能性。小規模火砕流の発生。</b> 【過去事例】 有史以降の事例なし

# 大分県地域防災計画新旧対照表

## 風水害等対策編 第5部 火山災害対策

改正前						改正後					
						周辺警報			が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	難準備、特定地域からの避難等が必要。	●想定火口域中心から概ね 1.5 km 以内に大きな噴石の飛散、またはその可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし
	火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●小噴火が発生し、火口から概ね1km 以内に噴石飛散。 【過去事例】 有史以降の事例なし ●小噴火の発生が予想される。 【1995年噴火の事例】 星生山中腹でごく小規模噴火			レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●想定火口域中心から概ね1 km 以内に大きな噴石の飛散、またはその可能性。 【過去事例】 1995年噴火 星生山中腹でごく小規模噴火
予報噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により火口から概ね500m以内に影響する程度の噴出の可能性あり。	予報噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により想定火口域内に影響する程度の噴出の可能性あり。

# 大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害対策

改正前				改正後			
6 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応 (1) 九重山に係る噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合				6 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応 (1) 九重山に係る噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合			
種別及び名称	対象範囲	レベル(キーワード)	必要な防災対応	種別及び名称	対象範囲	レベル(キーワード)	必要な防災対応
特別警報 噴火警報 (居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	危険な居住地域からの避難 ・2km以内で、法華院温泉は避難、 <u>長者原は避難準備、やまなみハイウェイは長者原から牧ノ戸間は通行止め</u>	特別警報 噴火警報 (居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	危険な居住地域からの避難
		レベル4 (避難準備)	警戒が必要な居住地域での避難準備。 <u>要援護者は避難等。</u> ・2km以内で、法華院温泉は避難準備、長者原は注意喚起、 <u>範囲内のやまなみハイウェイは駐停車禁止</u>			レベル4 (避難準備)	警戒が必要な居住地域での避難準備。 <u>要配慮者は避難等。</u>
警報 噴火警報 (火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	火口から概ね1.5km以内立入禁止。 ・法華院温泉は注意喚起 ・主な登山口に通行できない登山道を示した看板の設置	警報 噴火警報 (火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	火口から居住地域近くまで立入禁止。 <u>(規制範囲は想定火口域中心から概ね1.5km、火山活動の状況により概ね2km)</u> (規制範囲2km) ・法華院温泉、くじゅうヒュッテは避難 ・やまなみハイウェイは長者原から牧ノ戸間は通行止め ・主な登山口に通行できない登山道を示した看板の設置 (規制範囲1.5km) ・法華院温泉、くじゅうヒュッテは注意喚起 ・主な登山口に通行できない登山道を示した看板の設置
	火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口から概ね1km以内の立入禁止。 ・主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置				火口周辺
予報 噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火口から概ね500mの立入規制等	予報 噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火口から概ね500mの立入規制等